

金谷地区交通空白地有償運送の実証運行に係る 補助金の活用について

○報告内容

金谷地区交通空白地有償運送における国の補助金の活用については、令和7年6月に開催した令和7年度第1回富津市地域公共交通会議において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に追加された「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「『交通空白』解消緊急対策事業」

（以下「国補助事業」という。）の採択を受け、活用予定であることを報告したところである。

しかしながら、その後、国補助事業の事務局より案内のあった交付申請の手引きにおいて「地方自治体においては、本補助金を会計に繰り入れ、それを原資として地方自治体の補助金として事業者に交付することは認められません（補助対象外となります。）。」と記載があり、当初想定していた運営・運行主体に対する補助手法が、当該国補助事業においては認められないことが判明したため、国補助事業の申請を取り下げることとなった。

一方で、その後、市及び運営・運行主体となる社会福祉法人金谷温清会とで協議し、補助率は補助対象経費の2分の1（上限1千万円）となってしまうものの、今年度の実証運行に係る経費に対する補助が見込める千葉県の「地域公共交通『リ・デザイン』推進事業補助金（交通再編事業）」（以下「県補助事業」という。）を活用することとしたため、報告する。

○活用を予定している県補助事業の概要

1 補助対象者

- (1) 市町村
- (2) 地域公共交通活性化協議会
- (3) 公共交通事業者
- (4) その他、地域公共交通の利便性や効率性、持続可能性を向上するための事業を行う能力があると知事が認めた者

※県補助事業においては、富津市地域公共交通会議ではなく、運営・運行主体となる社会福祉法人金谷温清会が(4)に該当し、申請者となる。

2 補助率、補助上限額

補助対象経費の1／2以内（補助上限額：1千万円）

3 該当する補助対象事業

交通再編事業（路線の再編や交通モードの転換等により、交通再編を推進する事業）

(1) 補助対象事業の一例

自家用車活用事業や自家用有償旅客運送事業、コミュニティバス、デマンド交通等の新規導入、見直し等に係る調査や実証事業

(2) 対象経費

基礎データの収集・分析などに係る調査経費、地域の関係者との合意形成に向けた会議や説明会等の開催経費、実証運行に係る経費（実証運行に必要な新規車両導入費含む。）、広報費 等

(3) 補助対象期間

交付決定の日から令和8年3月31日まで

○今後の流れ

運営・運行主体となる社会福祉法人金谷温清会は、県補助事業の交付決定を踏まえ、実証運行の開始に向けて体制を整備する。